

大阪市告示第986号

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例(昭和59年大阪市条例第50号。以下「センター条例」という。)第15条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和7年7月15日

大阪市長 横山英幸

1 担当

〒547-0026 大阪市平野区喜連西6丁目2番55号 3階

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター管理課

電話 06-6797-6565

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター訓練棟

(施設名：大阪市更生療育センター)

所在地 大阪市平野区喜連西6丁目2番55号

(2) 業務の範囲

① 障害者支援施設及び児童発達支援センターの運営【主】

ア 障害者支援施設においては、次の業務を実施すること。

(ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第7項に規定する生活介護

(イ) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所

(ウ) 障害者総合支援法第5条第10項に規定する施設入所支援

(エ) 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練

イ 児童発達支援センターにおいては、次の業務を実施すること。

(ア) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定

する児童発達支援

(イ) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援

(ウ) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援

(エ) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障がい児」という。）に係る障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援

(オ) 障がい児に係る障害者総合支援法第5条第19項に規定する基本相談支援

② 施設の総合管理に関すること

③ 建物及び附属設備の維持保全に関する業務

④ 関係機関との連絡調整

⑤ その他市長が必要と認める事項

(3) 管理の基準

ア 休館日

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで

ただし、障害者支援施設（入所者に供するものに限る。）については無休

イ 供用時間

① 障害者支援施設（入所者に供するものに限る。） 午前0時から午後12時まで

② その他の施設 午前9時から午後5時30分まで

(4) 指定を行おうとする期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること（単独で申請する場合は、社会福祉法

人であること。連合体で申請する場合は、必ず社会福祉法人を1以上含むこと。）。
個人での申請は出来ません。

(1) 法人等に関する要件

- ① センター条例第17条の規定に該当していないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- ③ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと。
- ⑤ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。
- ⑥ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- ⑦ 法人税、大阪市の法人市民税（大阪市の納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における法人市民税〔東京の場合は法人都民税〕）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 連合体に関する要件

- ① 連合体は2以上の法人等で自主結成すること。
- ② 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という。）を選定し、代表法人等が諸手続を行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。
- ③ 連合体の構成団体（代表法人等を含む。）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行に当たり、大

阪市との調整窓口として責任を持つこと。

④ 連合体として上記(1)の全ての要件を満たすこと。

⑤ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

(3) 連合体の構成団体（代表法人等を含む。）に関する要件

① 上記(1)の要件を全て満たすこと。

② 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることのできない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

4 指定の申請手続き等

指定管理者指定申請書を提出した者の中から、センター条例第18条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、仮協定を締結し、市会の議決を経た後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配布場所

前記1に同じ

(2) 募集要項の配布方法

令和7年7月15日（火）から令和7年9月16日（火）まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、前記1において配布する。また、本市ホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定申請書の受付期間及び提出方法

① 受付期間

令和7年8月28日（木）から令和7年9月16日（火）まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

② 提出場所

前記 1 に同じ

③ 提出方法

申請に必要な書類を添付して持参または送付により提出してください。

FAXでの提出は不可とします。なお、原則として、提出後に申請書類の変更及び追加はできません。

④ 添付書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 連合体結成に係る協定書又はこれに相当する書類（連合体での申請のみ提出要）

ウ 指定管理者指定申請に係る誓約書

エ 法人等の概要

オ 役員名簿

カ 役員の履歴書

キ 定款、寄附行為、規約、その他これらに類する書類

ク 法人等の登記事項証明書

ケ 法人等の印鑑証明書

コ 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し

サ 事業報告書

シ 法人等の事業計画書及び収支予算書

ス 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

セ 法人税等の申告書の写し

ソ 大阪市の法人市民税の納税証明書

タ 大阪市更生療育センターの管理運営に関する事業計画書及び収支予算書

チ 障がい者雇用状況報告書の写し及び障がい者雇入れ計画書

ツ 指定申請に関する意思の決定を称する書類

テ 法人の沿革や事業内容が分かるもの

※以上について、各正本１部、副本６部（複写可）が必要

ト 選定結果通知用封筒一式（長型３号封筒に選定結果通知の送付先を明記し、
特定記録郵便相当の切手320円を貼付したもの）

5 欠格事項

センター条例第17条各号の規定に該当する法人等のした指定申請は無効とする。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語 日本語
- (2) 詳細は募集要項による
- (3) 指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること。

（福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課）